05　精神疾患の医療連携体制

1　推進状況及び評価

指標名（単位）	地域推進方針における指標												令和４年度の達成状況
	現状値		目標値（R5）	目標値の考え方※	現状値の出典（年次）	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
	計画策定時	中間見直し時											
認知症疾患医療センター（地域型・連携型）の整備数	2	2	2	現状維持	北海道保健福祉部調査 (平成29年4月現在)	2	2	2	2	2			目標を達成
入院後３か月時点での退院率(%)	68.3	79.7	69	現状より増加	厚生労働省 精神保健福祉資料 (平成27年度)	79.7	79.7	79.7	79.7	79.7			目標を達成 出典：厚生労働省「精神保健福祉資料」(平成29年度)
入院後６か月時点での退院率（%）	84.6	93.8	84.6	現状維持	厚生労働省 精神保健福祉資料 (平成27年度)	93.8	93.8	93.8	93.8	93.8			目標を達成 出典：厚生労働省「精神保健福祉資料」(平成29年度)
入院後１年時点での退院率（%）	92.8	95.3	92.8	現状維持	厚生労働省 精神保健福祉資料 (平成27年度)	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3			目標を達成 出典：厚生労働省「精神保健福祉資料」(平成29年度)

※目標値の考え方における「現状」は、計画策定時の数値を基本とする。

2　主な取組の内容等

取組の内容	実　　績	課　　題	今後の方向性
①一般医療機関から精神科医療機関に適切に繋げるため、内科医等のかかりつけ医を対象とした研修等への受講を促し、連携体制の構築を促進します。	令和4年度 ・「かかりつけ医等うつ病対応力向上研修会」（主催：北海道、札幌市、北海道医師会）　北網圏域1名受講 (令和4年12月1日現在　研修修了登録者17名)	・かかりつけ医と精神科医療機関との連携により、精神疾患が疑われる人に対し早期に受診勧奨等の効果が期待されるため、引き続き一般医療機関に対して研修の受講を促していくことが必要である。	・内科等のかかりつけ医に対して、「うつ病対応力向上研修会」や「認知症対応力向上研修会」の他、地域で行う研修等の周知に努める。
②身近な地域において相談支援に従事する職員の資質の向上を図るため、自殺対策、ひきこもり、依存症等の支援に関する技術支援や研修を実施します。	【道】 (1) 相談支援者の資質向上のため各種研修会の開催 〇令和4年度 ・令和4年度行政課題研修「自殺対策研修」の周知 (2) 相談支援者の資質向上のため技術支援 〇令和3年度 ・依存症にかかるケース会議出席　1件(北見1) 〇令和4年度 ・網走市こころのサポーター研修（市役所窓口職員対象）網走HC1回 ・依存症にかかるケース会議出席　1件（北見1）	・相談支援従事者の資質向上のため、自殺対策、ひきこもり、依存症等の継続的な技術支援や技能習得のための研修が必要である。	・相談支援従事者が、対象者の状況に応じた適切な支援が提供できるよう技術支援や研修会を開催し支援の向上に努める。
③一般医療機関に勤務するコメディカルスタッフや地域の相談機関職員などを対象とした適切な精神科医療へのつなぎ等の連携方法の習得のための研修会の開催など人材育成に取り組みます。	【道】 (1) 相談支援者の資質向上のため各種研修会の開催　同上 (2) 相談支援者の資質向上のため技術支援 ・ケース会議への出席 〇令和3年度　北見HC　11回、網走HC　2回 〇令和4年度　北見HC　4回、網走HC　11回 ・関係機関相談 〇令和3年度　(対応相談) 北見HC　45件　網走HC　7件 (支援依頼) 北見HC　8件　網走HC　2件 〇令和4年度　(対応相談) 北見HC　20件　網走HC　6件 (支援依頼) 北見HC　4件　網走HC　0件	・一般医療機関に勤務するコメディカルスタッフや相談従事者の資質向上のための研修会開催が必要である。	・精神疾患の早期発見、早期治療につながるよう、かかりつけ医や関係機関との連携を図る。また、一般医療機関に勤務するコメディカルスタッフや相談支援従事者を対象とした研修会等を開催し人材育成に取り組む。

取組の内容	実　　　績	課　　　題	今後の方向性
④精神障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域住民の精神障がい者に対する理解促進及び適切な初期支援の実施に向けて普及・啓発に取り組むほか、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」構築のため、圏域ごとに設置している保健・医療・福祉関係者による協議の場を市町ごとにも設置できるよう、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。	【市町】 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築状況（令和4年12月31日現在） ・北見HC管内：市町単位での協議の場設置はなし。北見市の委託で基幹相談支援センターささえーるが、北見、美幌2拠点で設置されている。 ・網走HC管内：1市4町が重層的な相談支援体制を目的として、基幹相談支援センターめいとを開設（R3） 【道】 市町の障がい者自立支援協議会に参画し、包括的な地域支援体制整備にむけて必要な助言等の実施 【道　委託事業者】 北網圏域精神障がい者地域生活支援事業の実施。同事業を、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの、圏域における協議の場と位置づけている。	・管内市町が、精神障がい者にも対応した包括的な地域づくりができるよう、重層的な支援体制の構築が必要である。 ・また、適切な初期支援の実施のためにも、地域住民への精神障がい者に対する理解促進、精神疾患に関する知識の普及・啓発を行う必要がある。	・地域住民の精神障がい者に対する理解促進及び適切な初期支援の実施に向けて普及・啓発に取り組むほか、北網圏域地域移行支援協議会等により地域課題を整理し、重層的な支援体制の整備を図る。
⑤精神障がい者地域生活支援事業において、長期入院患者の地域移行、地域定着を推進します。	【道　委託事業者】 入院中（長期入院患者を含む）の精神障がい者が退院し、スムーズな地域生活が可能となるよう 北網圏域精神障がい者地域生活支援事業を行う。 〇令和3年度 ・北網圏域地域生活移行支援協議会　(2回) 　(地域移行実績数　　累計　73名 (平成18年度～令和2年度)　) ・ピアサポーターの育成　　　ピアサポーター　7人 〇令和4年度 ・北網圏域地域生活移行支援協議会　(2回) 　(地域移行実績数　　累計　73名 (平成18年度～令和2年度)　) ・ピアサポーターの育成　　　ピアサポーター　8人 【道】措置入院患者の退院後支援会議 〇令和3年度 　北見HC　3回(対象者3名) 　網走HC　2回(対象者1名) 〇令和4年度 　北見HC　1回(対象者1名) 　網走HC　1回 (R5.3予定)	・入院中（長期入院患者を含む）の精神障害者の退院に向けた支援をスムーズに行うためには、医療機関や地域関係者による退院前カンファレンスやサポート会議の開催、ピアサポーターによる支援の他、グループホームや住まい、日中活動の場の確保など、包括的な地域支援サービスの充実や人材育成が必要である。 ・グループホーム等の社会資源は増加しているが、都市部の偏在の問題があり、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支えるサービスの充実や人材育成が必要である。	・市町や関係機関と連携し、地域生活を継続するために必要な支援やサービスなどの体制整備を図る。 ・市町と連携して、グループホーム等の社会資源の充足及び地域サービスの充実に努める。
⑥地域生活を送る患者の継続的な治療と安心できる生活維持のため、保健医療福祉関係機関で構成する多職種チームによるアウトリーチ支援を実施するなど、地域における支援体制を充実させます。			
⑦患者の療養環境の改善や社会生活を営む身体機能の回復に資するため、医療施設近代化施設整備事業等を活用し、病棟及び保護室の改修やデイケア施設の整備等を促進します。	【道】 市町の障がい者自立支援協議会へ参画し、施設整備を含めた包括的な地域支援体制にむけた必要な助言等の実施 〇令和3年度 ・北見市障がい者支援ネットワーク会議 (1回) ・美幌町障がい者自立支援協議会 (2回) ・網走市障がい者自立支援協議会 (2回) 〇令和4年度 ・北見市障がい者支援ネットワーク会議 (2回) ・美幌町障がい者自立支援協議会 (4回) ・網走市障がい者自立支援協議会 (3回) 【道】【市町】【関係団体】 日中活動の整備状況 (令和4年12月31日現在) ・グループホーム：　33施設 ・就労支援事業所(A及びB型)：　54施設 ・地域活動支援センター：　8施設		
⑧市町などと連携し、北海道障がい者福祉計画に基づき、グループホームや就労支援事業所等の日中活動の場の整備を促進します。			
⑨統合失調症 患者家族等が疾患に対する理解を持ち適切に治療継続ができるよう医療関係者との連携を推進します。	【道】 〇令和3年度 ・地域相談機関等連絡会議 (事例検討・ケース会議等)　北見HC2回、網走4回 (うち退院前カンファレンス2回、措置入院患者の退院後支援会議1回) ・網走保健所在宅精神障がい者等サポート連絡会議　12回 　統合失調症事例提供数 (延) 31件 〇令和4年度 ・地域相談機関等連絡会議 (事例検討・ケース会議等)　北見HC2回、網走6回 (うち退院前カンファレンス4回) ・網走保健所在宅精神障がい者等サポート連絡会議　8回 　統合失調症事例提供数 (延) 56件	・統合失調症は、疾患の特性上、病気の受け止めが困難で治療中断となる場合もあり、患者家族等が疾患を理解し、治療継続・安定した地域生活が継続できるよう、医療関係者及び地域関係者の連携強化が必要である。	・患者家族等が疾患を理解し、適切に治療継続ができるよう、医療関係者・地域関係者の連携を推進する。

<table>
<tr><th colspan="2">取組の内容</th><th>実　　　績</th><th>課　　　題</th><th>今後の方向性</th></tr>
<tr><td rowspan="3">⑩うつ病・躁うつ病</td><td>(ｱ) うつ病の診療知識の普及や精神科専門医との連携を推進するため、内科医等のかかりつけ医の対応力向上のために開催される研修会の周知を図ります。</td><td rowspan="2">【道】
・「かかりつけ医等うつ病対応力向上研修会」の開催
・上記以外の各種研修会を関係機関に周知</td><td rowspan="2">・うつ病は自ら気づきにくく、身体症状が出ることも多く、精神科を受診する前に内科等のかかりつけ医を受診していることがある。また周囲から疾患の理解が得にくいことや本人自身の受け止めが困難なこともあり、受診が遅れるケースもある。
・内科等のかかりつけ医や産業医による連携を推進し、精神科医療への早期受診を促す取組が必要である。</td><td rowspan="2">・うつ病診療に関する知識普及のため、医療機関等に対して国や道で開催する研修の周知に努める。</td></tr>
<tr><td>(ｲ) 医療機関や地域の保健医療関係者等に対し、国等が実施する研修の受講を働きかけるなど、認知行動療法についての正しい知識の普及啓発を行います。</td></tr>
<tr><td>(ｳ) 精神障がいの特性や疾患の状態に応じた就労支援を推進するため、就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターと連携を図り、地域における関係機関、団体の就労支援ネットワークの構築を図ります。</td><td>【関係機関】
・障がい者就労支援連絡会の開催
（主催：障害者就業・生活支援センター）</td><td>・うつ病患者のニーズや病状に応じて、障害者就業・生活支援センターと地域の就労支援事業所等の関係機関と連携した就労支援・復職支援の取組が必要である。</td><td>・障がい就労・生活支援センターと相談支援事業者等と連携し、就労支援を推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">⑪認知症</td><td>(ｱ) 早期の発見・診断と専門的な治療・支援につなげるため、内科医等かかりつけ医の認知症対応力向上のための研修会や、認知症初期集中支援チームのフォローアップ研修などの周知を図ります。</td><td>【道】
・「かかりつけ医認知症対応力向上研修会」の周知</td><td rowspan="2">・認知症は、早期発見、早期に適切な治療を行うことで、症状の進行を遅らせ、より安定した生活を送ることができる可能性がある。
・そのため、かかりつけ医、産業医等医療関係者が早期に診断し専門的な治療につなげるなど、周囲の者の適切な対応が重要となる。
・かかりつけ医、産業医等医療関係者の診断技術等の向上、家庭や職場など周囲の者や介護関係者等への認知症に関する正しい知識の普及が必要である。
・SOSネットワークは関係機関の認知症への理解が重要であり、早期発見と発見後における支援の充実に向けて、他市町や先駆的取り組みの情報共有と連携が必要である。</td><td rowspan="5">・認知症の早期診断、早期治療のため、かかりつけ医や内科医等医療機関等に対して国や道で開催する研修の周知に努める。
・認知症疾患医療センターと市町、保健、医療、介護関係機関等が連携強化し、認知症予防や認知症高齢者が安心・安全に暮らせる地域全体の対応力をより一層推進する。</td></tr>
<tr><td>(ｲ) 介護関係者や家族に対し認知症に関する正しい知識の普及を図るため、認知症介護研修会を実施します。
また、認知症サポーター（認知症を理解し支援する住民）の養成等を通じ、家庭や職場など周囲の者や地域住民に対し、知識の普及啓発を行います。</td><td>【市町】
・地域住民や団体等に対し、認知症サポーター養成講座を実施。
（令和4年度　１０市町）
・認知症初期集中支援チームの設置
（令和4年度　１０市町）
・北網圏域全市町において認知症ＳＯＳネットワークが構築
【道】
認知症高齢者等SOSネットワーク連絡会議を隔年で開催し、関係機関との情報交換や連絡体制を構築する。
・北見・美幌地域SOSネットワーク連絡会議の開催
(令和3年度　0回)
・網走地域徘徊・見守りSOSネットワーク連絡会議の開催
(令和3年度　0回)</td></tr>
<tr><td>(ｳ) かかりつけ医に助言等を行う認知症サポート医の養成を推進します。また、認知症サポート医が専門医療機関等との連携の推進役として活動できるよう支援します。</td><td>【道】
・かかりつけ医に助言等を行う認知症サポート医
北網圏域：研修修了者19名(令和４年10月現在)</td><td>・認知症サポート医について、医療機関や介護関係者への周知や活動内容の充実が必要である。</td></tr>
<tr><td>(ｴ) 認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センターの整備を図り、認知症医療水準の向上及び地域包括支援センター並びに介護関係機関との連携を推進します。</td><td>【医療機関】
認知症疾患医療センター(2カ所)
・北見赤十字病院　（平成24年4月1日指定）
・道立向陽ヶ丘病院（平成26年4月1日指定）
<table><tr><th></th><th>病院名</th><th>相談件数</th><th>診断件数</th><th>研修会開催</th></tr><tr><td rowspan="2">R3年度</td><td>北見赤十字病院</td><td>1,330件</td><td>404件</td><td>1回</td></tr><tr><td>道立向陽ヶ丘病院</td><td>432件</td><td>221件</td><td>1回</td></tr><tr><td rowspan="2">R4年度</td><td>北見赤十字病院</td><td>1,179件</td><td>258件</td><td>1回</td></tr><tr><td>道立向陽ヶ丘病院</td><td>334件</td><td>176件</td><td>2回</td></tr></table>令和3年度
・認知症疾患医療連携協議会開催　（北見　1回、網走　1回）
・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発等
令和4年度
・認知症疾患医療連携協議会開催　（北見　0回、網走　1回）
・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発等</td><td>・認知症疾患医療センターが設置する連携協議会の場などを通じ、当該センターの役割や医療機能等の周知を図り、医療と介護の連携をより一層推進することが必要である。</td></tr>
<tr><td>(ｵ) 市町等と連携し、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき、グループホーム等の住まいの場の整備を促進します。</td><td>【市町】
・認知症グループホーム：56施設　(R4.12.31現在)</td><td>・認知症高齢者の中でも家族の介護が困難となっているケースもあり、認知症グループホームなどの地域における生活の場の確保が求められる。</td></tr>
</table>

	取組の内容	実　　　績	課　　　題	今後の方向性
⑫児童・思春期精神疾患	(ｱ) 子どもの心の問題に早期に気づき、適切な療育や子育て支援につなげることができるよう、児童・思春期精神疾患に関する専門性の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育に関わる職員を対象とした研修を実施します。 (ｲ) 心の問題を持つ子どもや親が身近な地域で適切な医療を受けることができるように、地域の保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関のネットワークを構築し、連携の促進を図ります。 (ｳ) 専門的な相談機関に早期につながることができるよう相談機関の周知を行います。	【道】 心の問題を持つ子どもや家族に対し、精神科医師、保健師の相談を実施 (1) 児童・思春期相談（小児科、精神科医師による来所相談） 〇令和3年度 北見HC 4回4件　　網走HC 2回2件 〇令和4年度 北見HC 2回2件　　網走HC 2回2件 (2) 保健師による相談 〇令和3年度 北見HC　6件（延）　網走HC　11件（延） 〇令和4年度 北見HC　9件（延）　網走HC　5件（延）	・子どもの心の問題に早期に気づき適切な対応をすることにより、発育・発達の促進や二次障害を予防することが必要である。 ・乳幼児健診等による発達障害等の早期発見のためには、教育機関等との連携による継続した支援が必要である。 ・心の問題を持つ子どもや家族が、専門的な相談や適切な医療が受けられる体制の充実が必要である。	・子どもに関わる地域の関係職員を対象とした研修会等を開催するなど、職員の資質向上に努める。 ・精神科医や保健師による専門相談の機会を確保する。また、適切な医療が受けられるよう相談にかかる関係機関と小児科、精神科医療機関との連携を推進する。
⑬発達障がい	(ｱ) 発達障がいに関する専門性の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育に関わる職員を対象にした研修を実施します。また、相談機関等の周知を行います。 (ｲ) 発達障がいを持つ人が身近な地域において適切な診療を受け、また、その家族が適切な療育的相談、医療的相談・支援につながることができるよう、市長における包括的な子ども発達支援体制の整備を支援するほか、地域の保健医療・福祉・教育・労働等の関係機関のネットワークを構築し、ライフステージに応じた切れ目のない支援のための連携を図ります。 (ｳ) 発達障がいを理解するための一般住民を対象とした普及啓発を行います。	【道】 (1) リーフレット及びパンフレットの配布 （管内の医療機関やこころの相談窓口等） (2) 発達障がいにかかる相談 〇令和3年度　北見HC　来所　1件、電話　6件 網走HC　来所　0件、電話　5件 〇令和4年度　北見HC　来所　1件、電話　4件 網走HC　来所　0件、電話　16件 (3) 母子保健担当者会議の開催 〇令和3年度　北見HC　0回、網走HC　0回 〇令和4年度　北見HC　1回、網走HC　1回	・発達障がい等は、本人を取り巻く家族等が適切に療育や医療的な相談、支援につながることにより、子どもの発育発達が促進されるとともに二次障害等が予防できることが期待される。 ・そのためには保健、医療、福祉、教育等が連携し、包括的な相談や支援体制整備及び技術の向上等が必要である。 ・発達障がいは、生活上の困難を抱えていても障がいによるものと気付かれにくいため、一般住民を対象とした普及啓発が必要である。	・発達障がいを理解するための普及啓発を推進するため、支援関係者の資質向上に向けた研修を実施する。 ・適切な支援ができるよう支援関係者の連携を推進する。
⑭依存症	(ｱ) 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、地域住民に対する啓発や、自助グループや支援者の研修会の確保など依存症支援体制の構築を促進します。 (ｲ) 「北海道アルコール健康障害対策推進計画」及び「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。	【道】 ・普及啓発のための依存症リーフレット配布 ・当事者支援 ・薬物依存症ミーティング開催（月1回、北見HC） ・北海道飲酒運転の根絶に関する条例により、アルコール健康障害に関する本人や家族に対する相談支援 ・飲酒運転をした者に対するアルコール健康障害に関する保健指導 【医療機関】 ・院内断酒プログラム実施　　1機関 ・依存症専門プログラムによる治療機関　　1機関 【自助グループ】 ・断酒会　1カ所 ・ＧＡ（ギャンブル依存症）　2カ所 ・ＡＡ（アルコール依存症）　1カ所 ・ＮＡ（薬物依存症）　　2カ所	・依存症は、疾患の特性上、治療の動機づけが難しく、早期に治療につなげることが困難な傾向があり、医療機関や関係機関との連携が必要である。 ・地域の相談支援体制を充実させ、適切な医療につなげる取組が必要である。	・住民向けの普及啓発や支援者の資質向上を目的とした研修会等を実施する。 ・医療機関や自助グループと連携し、支援体制の構築を促進する。
⑮外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）	医療機関や地域の保健医療関係者等に対し、国及び精神保健福祉センターが実施する研修の受講を働きかけるなど、認知行動療法についての正しい知識の普及啓発を行います。	【道】 ・犯罪被害者等支援に係る研修の周知、リーフレットの配布 〇令和3年度 ・精神保健福祉センター主催「トラウマケア研修」の周知 〇令和4年度 ・精神保健福祉センター主催「トラウマケア研修」の周知	・ＰＴＳＤ（外傷後ストレス障害）は、災害・犯罪・事故等により被害を受けた被災者や被害者、その遺族等が、身体被害の有無に関わらず、精神的被害を受けることが原因となって発症するものであり、持続的な重い精神的後遺症が残ることもある。 ・被災者や犯罪被害者等が心理的外傷その他災害や犯罪などにより心身に受けた影響から回復できるようにするため、精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実を図ることや専門性の高い者の人材育成が必要である。	・医療機関や地域の保健医療関係者等に対し、国及び精神保健福祉センターが実施する研修の受講を働きかけるなど、認知行動療法についての正しい知識の普及啓発に努める。

	取組の内容	実　　績	課　　題	今後の方向性
⑯高次脳機能障がい	(ｱ) 高次脳機能障がいの当事者・家族が身近な地域で支援を受けられるよう、地域の相談窓口を周知します。 (ｲ) 北網圏域で高次脳機能障がいの診断や身近な支援が可能になるよう、保健・医療・福祉関係者等を対象とする研修を開催する等、支援及び診療体制の充実を図ります。 (ｳ) 高次脳機能障がい者に関する自主組織を側面的に支援します。	【道】 （1）当事者・家族からの相談の実施 〇令和3年度 ・相談支援件数　北見HC　4件　　網走HC　4件 〇令和4年度 ・相談支援件数　北見HC　1件　　網走HC　0件 【家族会】 ・高次脳機能障がい家族会（1カ所）の活動状況を把握、側面的支援の実施。	・高次脳機能障害は、外見ではわかりにくく、本人や周囲の者が障害を認識しづらいことがある。 ・そのため、高次脳機能障がいに関する知識の普及を図るとともに、地域の相談窓口や障害福祉サービスの活用、就労支援など医療機関と地域相談支援機関の連携が必要である。 ・保健医療福祉関係者の質の向上を図ることで、地域における高次脳機能障がい者の支援及び診療体制の向上を図ることが必要である。	・障害福祉サービスの活用や就労支援に対する取り組みを推進するため、医療機関と地域相談支援機関の連携を強化するとともに、様々な機会をとおして、相談窓口などを周知する。
⑰摂食障害	小児科医、内科医等プライマリケアを担う医療機関への摂食障害に関する普及啓発を進めます。 摂食障害の当事者・家族等が速やかに医療機関を受診できるよう、道のホームページを活用するなど医療機関に関する情報の提供に努めます。	【道】 ・相談支援、相談窓口の周知	・摂食障害は、潜在患者は多いものと推定されているにもかかわらず、専門的な医療につながるまでに長期間が経過することによって、重症化してしまうことも少な くない。 ・プライマリケアを担う医療機関、小児科医、内科医等への摂食障害に関する普及啓発を進め、早期発見、適切な治療につなげることが必要である。	・小児科医、内科医等プライマリケアを担う医療機関への摂食障害に関する普及啓発に努める。 ・摂食障害の当事者・家族等が速やかに医療機関を受診できるよう、道のホームページを活用するなど医療機関に関する情報の提供に努める。
⑱てんかん	専門的な医療が必要な患者に対し、てんかん診療拠点機関と連携し住み慣れた地域で医療が受けられるよう体制整備を進めます。	【道】 ・普及啓発のためのパンフレットの設置 ・相談支援、相談窓口の周知	・てんかんは、小児科、神経内科、脳神経外科など精神科以外の診療科を受診している方がおり、発達期だけではなく、老年期にも発症し、認知症等と合併することがある。 ・専門的な医療が必要な患者については、てんかん診療拠点機関と連携し、診療連携体制や遠隔医療による対応が必要である。	・患者が必要な医療を受けられるよう、てんかん診療拠点機関と連携を図る。
⑲精神科救急・身体合併症	(ｱ) 休日・夜間の緊急相談や救急医療を必要とする人に対応できるよう、精神科病院はもとより、自院患者への対応や診療情報の速やかな提供など精神科診療所の協力も得ながら、輪番体制の整備を始めとした精神科救急医療体制を確保します。 (ｲ) 身体合併症を有する救急患者への対応が円滑に行われるよう、ひき続き精神科と一般救急との連携を促進します。	（1）オホーツクブロックの精神科救急医療体制 〇令和3年度 ・相談件数　　電話277件　　来院 9件 ・診療件数　　外来 34件　　入院44件 ・オホーツクブロック精神科救急医療体制調整会議　　0回 〇令和4年度 ・相談件数　　電話204件　　来院 9件 ・診療件数　　外来 41件　　入院34件 ・オホーツクブロック精神科救急医療体制調整会議　　0回 （2）現在策定中の　「北海道精神疾患患者（身体合併症を含む。）の搬送及び受入れルール」について、管内関係機関へ経過などの情報を提供。	・休日や夜間を含め、24時間365日、救急患者や身体疾患を合併した精神科患者等の状態に応じて適切な医療を提供できる体制の確保が必要である。 ・道内では、身体合併症を有する救急患者の受入調整に時間を要する傾向があり、北海道精神科救急医療体制調整会議にて、受入のルール作りについて検討されており、その検討結果によって圏域の体制について検討する必要がある。	・精神科救急医療を必要とする人に対応できるよう、オホーツクブロック精神科救急医療体制調整会議により、精神科救急当番や精神疾患患者（身体合併症を含む）の搬送及び受け入れルールについて引き続き情報提供する。

	取組の内容	実　　績	課　　題	今後の方向性
⑳自殺対策	(ｱ) 保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関から構成される自殺対策連絡会議の構成機関・団体と連携し、地域における人材養成や相談体制の確保等、北海道自殺対策行動計画および市町村自作対策計画に基づき、総合的な自殺対策を推進します。	【道】 自殺対策連絡会議をとおして関係機関と連携し、実態把握や総合的な自殺対策の取り組みについて検討 (1)自殺対策連絡会議 〇令和3年度　北見HC　0回、網走HC　0回 〇令和4年度　北見HC　書面１回、網走HC　1回（ハイブリット開催） (2)未遂者支援 自殺未遂者支援対策事業（網走HC） 〇令和3年度 統計情報連絡票受理件数　5件(平成25年からの累計102件) 自殺未遂者及び家族に対する支援　実5名／延9名 （訪問、来所・電話相談） 支援チーム会議の開催　1回　　所内検討会議開催　1回 〇令和4年度 統計情報連絡票受理件数　9件(平成25年からの累計　111件) 自殺未遂者及び家族に対する支援　　実3名／延7名 （訪問、来所・電話相談） 所内検討会議開催　 1回 (3)市町村自殺予防対策計画策定への支援 〇令和3年度　5市町 〇令和4年度　2市町 【医療機関】 ・北見赤十字病院が院内に自殺対策チームを設置（平成28年10月設置） 【市町】 ・市町村自殺対策計画の策定 北見HC管内：5市町（策定済） 網走HC管内：4市町（策定済）、1町（策定作業中） ・ゲートキーパー研修、メンタルヘルス講演会、健康教育 健康まつりでのストレスチェック、映画上映など ・中学生を対象としたSOS出し方教室　　78名（網走HC） ・自死遺族の会With 【教育機関】 ・スクールカウンセラー派遣、「命の教育」など自殺予防教育実施、いじめ対策と連携した取り組み、対応マニュアルの作成 ・大学教員の「出前講義」による自殺予防・メンタルヘルスの普及、学校医・臨床心理士による学生の相談窓口の設置 ・テーマ「中1ギャップ」ゲートキーパー研修（1回） 内　容　SOSの出し方について　座学、ロールプレイ 対象者　斜里中学校1年生	・当圏域の自殺死亡率及びSMRは全国・全道に比べて高い状況にある。自殺者や自殺未遂者の背景には健康問題や失業、多重債務等の問題を抱えており、命を取り留めた後も上記問題により希死念慮が持続しているケースが多い。 このことから、自殺対策を「生きること」の包括的な支援として、保健・医療・福祉・教育・労働等あらゆる分野が連携して自殺予防に取り組む必要がある。 ・ハイリスクである自殺未遂者の再企図防止の支援について、医療機関が核となり地域支援体制の取組みが進んできているが、自殺未遂に至る要因が複雑化している事から、地域関係者の相談対応や連携のスキルアップを図り、適切な支援に繋げる必要がある。 ・各市町において自殺予防対策計画が策定されたことから、令和３年度以降は計画の推進に向けて取り組む必要がある。	・北海道自殺対策計画および市町村自殺対策計画の推進に基づき、総合的な自殺対策を推進する。 ・自殺者及び自殺未遂者の実態把握を継続的に行い、自殺対策連絡会議等により関係機関と支援体制を構築する。また、地域の関係機関において実施している取組みを共有し、予防からハイリスク者支援まで連携し効果的な取組みを推進する。 ・地域関係者のスキルアップについては、個別支援チーム会議や市町主体のゲートキーパー養成研修等で推進していく。
	(ｲ) 自殺未遂者への支援に向けた取組や地域間の取組の格差を是正するための試行的な取組を通じ、地域における自殺予防対策を推進します。			
㉑災害精神医療	DPAT先遣隊の設置や災害時に備えた派遣体制の充実に向け、必要な取組を行います。	【道】 北海道ＤＰＡＴ活動マニュアルの作成（令和元年度）	・災害等発生時は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、精神保健活動を行う必要がある。	・災害等が発生した場合には、道と連携しDPATとともに活動を進める。
㉒医療観察法	心神喪失者等医療観察法による通院決定や退院決定を受けた者を対象として実施される「地域社会における処遇検討会」において、生活に必要な支援が円滑に提供されるよう、指定通院医療機関、保護観察所、市町及び相談支援機関等の関係機関と連携して取り組みます。	【道・市町・関係機関】 指定通院医療機関、保護観察所、市町及び相談機関等と連携した支援の提供 (1)心神喪失者等医療観察法生活環境調整会議（主催：釧路保護観察所） 〇令和3年度 北見HC管内　対象　2名、2回開催（2名とも処遇終了） 網走HC管内　実績なし 〇令和4年度 北見HC管内　実績なし 網走HC管内　実績なし 【関係機関】 ・道東地域医療観察制度地域連絡協議会　　年1回開催 （主催：釧路保護観察所）	・　対象者のニーズに応じた保健福祉サービスの活用など、地域処遇における指定通院医療機関と関係機関が連携した支援が必要である。	・心神喪失者等医療観察法対象者が、社会復帰に向け、安定した地域生活が送れるよう、関係機関が連携を図り支援体制を構築する。